

産業保健のあり方に関する検討会 第1回～第3回の議論の概要（案）

産業保健のあり方に関する検討会において、各構成員等から出された主な意見は、以下のとおりである。今後、厚生労働省においては、実効性の担保も考慮しながら、引き続き産業保健のあり方に関して、検討を深めるべきである。

1 中小企業における産業保健活動の充実

（産業保健のカバー範囲の拡大）

産業保健のカバー範囲の拡大について、以下のような意見があった。

- 大企業と中小企業の間で産業保健サービスの格差を小さくしていく努力が重要ではないか。
- 労働安全衛生は事業主責任で進めていくという前提であり、中小企業においてもその点を押さえていかなければならない。
- 全ての労働者に産業保健サービスが届くようにすべきであり、規模によらず全ての事業場に、実態に合わせて産業保健体制を整備することが重要だろう。
- 30～49人の所（事業場）、ここまで産業医の選任義務を追加する検討をしたらどうか。

（中小企業における産業保健体制の充実方策）

中小企業における産業保健体制の充実方策について、以下のような意見があった。

- 中小企業が様々な産業保健サービス提供モデルの選択肢の中から柔軟に選択できることが大事だと思う。
- 本社の産業保健部門が傘下の小規模事業場を支援している例があり、事業場単位でなく企業単位で体制を構築する仕組みなど、産業保健体制や活動の単位の柔軟性をどのように担保するかというのが大事になってくると思う。
- 中小企業は企業単独ではなく同業者団体等で共同で産業医を選任する等のやり方もあっていいのではないか。
- 中小企業の産業保健体制の充実のためには、健診機関、保険者、地域の経済団体や同業者団体との連携が有効なのではないか。
- 現行法制度が緩和されるような形となり、現在、小規模事業場を含め、しっかり安全衛生管理に取り組んでいる事業場の取組が後退するようでは本末転倒である。緩和につながらないよう議論していくことが重要だ。
- 安全衛生委員会や衛生委員会の設置義務の拡充についても検討すべきで

はないか。

- 保険者による事業所カルテや健康スコアリングレポート等を活用したコロナヘルスを展開していくことも考えられる。

(公的支援)

公的支援について、以下のような意見があった。

- 中小企業の経営者、衛生管理者及び労働者が相談できる、身近な公的な機関が非常に重要かと思う。
- 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの強化が必要。

2 産業保健活動の充実

(産業保健活動の充実)

産業保健活動の充実について、以下のような意見があった。

- 従業員数 50 人以上の事業場の産業保健活動の充実も大事かと思う。
- まずは、法律にのっとってできていない部分をしっかりすることが大事かと思う。
- 重層的な産業保健チーム・産業保健体制を構築することが非常に重要だと思う。多職種が連携して産業保健活動をより実効性のあるものにしていくべき。
- 産業保健体制を充実するためには、産業医を中心として多職種による産業保健チームとしての活動が不可欠だと思う。
- 産業保健においては、医学的な判断が重要であり、産業医は三管理（健康管理、作業管理、作業環境管理）を担うことから、職場を知るための産業医による職場巡視は必要である。
- 産業医や保健師が常駐していない事業場では、職場に常駐し現場の実情をよく知り、衛生に関する措置について権限を有する衛生管理者の活用が重要。
- 産業保健業務をしっかり担ってもらうため、保健師・看護師の位置づけ・役割を明確にした方がいいのではないか。
- 40 歳未満の事業主健診のデータの活用について、産業保健と保険者の行う保健事業について、整理した上で取り組むべきではないか。
- 非正規労働者や個人事業者など脆弱な立場におかれる者に対する産業保健機能を強化していくことが重要ではないか。

(産業医の役割の強化)

産業医の役割の強化について、以下のような意見があった。

- どう働かせるのか、どう働くのかに対して医学的な判断というのは産業

医にしかできないと考える。

- 産業医の指示が活かされないということは、労働者の健康に悪影響を及ぼすことにもつながりかねず、産業医の指示の履行状況に関する報告義務を事業者に課すといった対応策を検討する必要がある。

3 産業保健を担う者の資質の向上

産業保健を担う者の資質の向上について、以下のような意見があった。

- 産業医の研修に、一部でもいいので、中小企業における活動・経験も入れることも考えられないか。
- 衛生管理者の能力向上教育（初任時、定期）の見直しを今後考えていかなければならないと思う。
- 産業保健サービスを担う保健師・看護師は、臨床等とは違うスキルが求められることを踏まえると、今後の研修の充実が重要になってくる。現在は、産業保健に関する体系的な教育がない。
- 健診機関においては、質の担保のために、健診の精度管理が重要と考える。

4 強化すべき取組

強化すべき取組について、以下のような意見があった。

- メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援、女性の健康問題、高年齢労働者対策、化学物質の自律的管理を重点的に取り組むべき。
- メンタルヘルス不調者については、傷病手当金の支給申請者の中で最も高い割合となっており、保険者としてもいろいろと取組をしなければならないが、職場環境に起因したものも多くあると考えられるため、産業保健と連携しながら双方が力を合わせて重点的に対応していく必要があると認識。

5 IT 技術の活用

IT 技術の活用について、以下のような意見があった。

- オンライン研修、健康相談、メンタルヘルスの相談などに IT 技術は積極的に利活用することを検討してほしい。
- 職場巡視についても IT をある程度利活用できるように検討してほしい。
- 中小企業こそ、IT 技術を活用することで時間や場所にとらわれない支援ができるのではないか。